

おむつ使用に係る費用の医療費控除

確定申告で、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年申告の際に、寝たきり状態であることおよび治療上おむつの使用が必要であることをについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、おむつ代については医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても『市が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類』により、寝たきり状態であることおよび尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。

該当する方は、介護障がいグループで書類の交付を受けてください。なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までごおりの取扱いとなります。

問合せ先

介護障がいグループ
☎52-9871

要介護認定を受けている方の障害者控除

確定申告をする本人または扶養家族が「障害者（特別障害者）」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。

また、これらを持っていない方で、令和元年12月31日現在、要介護認定を受けている場合は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができますので、介護障がいグループで書類の交付を受けてください。なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もあります。

問合せ先

介護障がいグループ
☎52-9871



事業を営まれている皆さんへ償却資産申告書の提出を

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものを行います。

- ① 構築物（建物附属設備を含む）
門、塀、上屋、構内舗装、広告施設など
- ② 機械および装置
旋盤、ボール盤、フライス盤など
- ③ 船舶
ボート、漁船など
- ④ 航空機
セスナ、ヘリコプターなど
- ⑤ 車両および運搬具
手押し車、動力運搬車など（自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除く）
- ⑥ 工具・器具および備品
工具類、計算機、レジスター、机、いすなど

これらの資産を所有している方は、令和2年1月1日現在の資産所有状況を1月31日(金)までに申告してください。

なお、令和2年度償却資産申告書を、以前から事業を営んでいる方に

は送付しましたが、昨年中に新しく事業を始めた方や申告書が届かなかった方は、市役所税務グループへ連絡してください。

※地方税ポータルシステム（エルトックス）を利用して電子申告ができます。
エルトックスホームページ
<https://www.eltax.tta.go.jp>
サポートデスク
☎0570-08-1459

提出・問合せ先
税務グループ（内線244・245）

